

第8章 応援要請

■対策の体系と実施機関

体 系	区担当部署	関係機関
第1節 応援協力・派遣要請	経営企画部、総務部、土木部	災害復旧協力会社（※協定会社）
第2節 消防の応援協力・派遣要請		江戸川・小岩・葛西消防署
第3節 自衛隊の災害派遣	危機管理部	都総務局
第4節 災害ボランティア	危機管理部、福祉部、文化共育部	（福）江戸川区社会福祉協議会、 （公財）えどがわボランティアセンター
第5節 自治体・専門機関等の受援体制	経営企画部、危機管理部、総務部	

■自助・共助の役割

区民	・地域のボランティア活動への参加に関すること
自主防災組織等	・地域のボランティア活動への参加に関すること
事業所等	－

■対策の前提と課題

- 都の被害想定では、区全域で被害が予想されており、区内の人、物の資源だけで対応することは困難である。また、膨大な緊急・応急業務への対応や行政機能が大幅に低下する事態が想定される。
- そのため、協定機関・団体、自衛隊、全国の自治体・団体の職員、ボランティア等の応援を受けて、被災者対策を行うことが必要である。

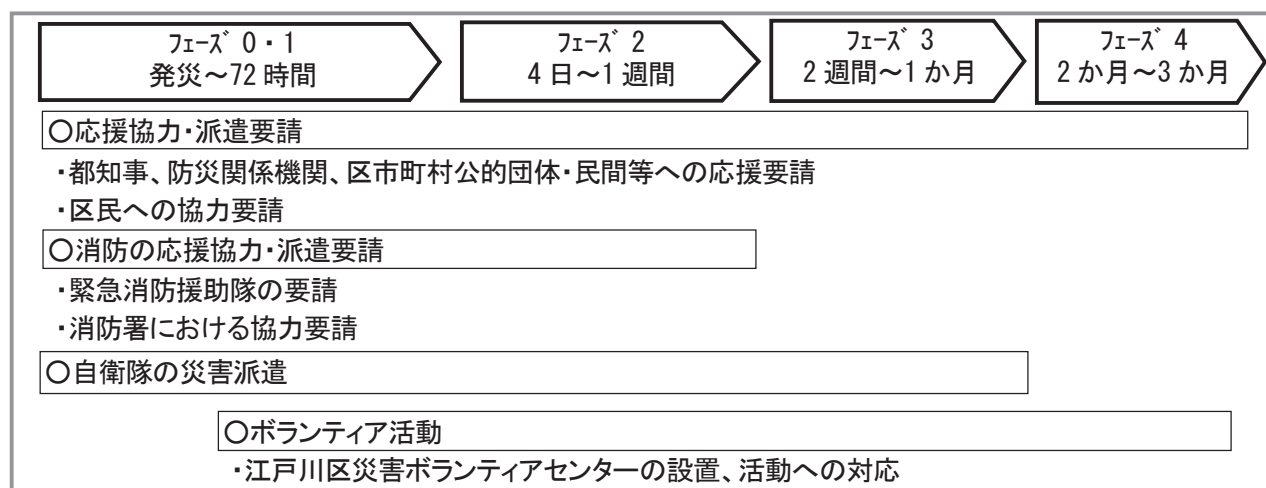
■対策の現状

- 区では、他の自治体、企業・団体等と協定を締結し、災害時の応援を受ける体制となっている。
- 本区のボランティア活動については、（公財）えどがわボランティアセンターが各種団体等の情報把握を行い、災害時にも団体相互が連携・協力ができるネットワークづくりに努めている。

■対策の方針

- 発災直後から、都、協定締結機関等に応援を要請し、他自治体からの専門ボランティア等や救援物資を受け入れる体制を構築する。
業務量が多く早急な受援が必要な、応急危険度判定、家屋等被害認定調査、罹災証明の発行等については、事前に業務量及び人員を算出し、速やかに応援要請が出来る体制を整える。
- （公財）えどがわボランティアセンターは、（福）江戸川区社会福祉協議会と連携して、「江戸川区災害ボランティアセンター」を立ち上げ、一般ボランティアの受入れを行う。

■対策の流れ



第1節 応援協力・派遣要請

1 都知事への応援・あっせんの要請

地震により災害が発生し、都の協力が必要な場合は、区長の決定に基づき区災害対策本部（受援統括班）が都知事に要請する。

都知事に応援または応援のあっせんを求める場合、都災害対策本部に対し、次に掲げる事項についてまず口頭または電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理する。

- ① 災害の状況及び応援を求める理由(災害の状況及びあっせんを求める場合はその理由)
- ② 応援を希望する機関名
- ③ 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ④ 応援を必要とする場所、期間
- ⑤ 応援を必要とする活動内容
- ⑥ その他必要な事項

2 防災関係機関への要請

区は、区域内における災害応急対策の円滑な実施を図るため、状況に応じ、防災関係機関に対して協力要請を行う。

3 区市町村への応援要請

区は、災害対策基本法第67条の規定及び他自治体との相互協力協定等に基づき、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の区市町村長等に対し、応援を要請する。

〈自治体との協定〉

協定名称	締結先	締結日
特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定	東京都特別区 (23区)	平成8年2月16日
災害時における市川市と江戸川区との相互応援に関する協定書	千葉県市川市	平成20年7月23日
災害時における江戸川区と城里町との相互支援に関する協定	茨城県東茨城郡城里町	平成27年11月20日
災害時における浦安市と江戸川区との相互支援に関する協定	千葉県浦安市	令和元年9月12日
災害時における南魚沼市と江戸川区との相互応援に関する協定	新潟県南魚沼市	令和2年8月26日

4 公的団体・民間企業等への協力要請

区は、応急・復旧作業及びそれに伴う応急・復旧資器材、人員、輸送用車両等が必要な場合は、公的団体や民間企業等との協定に基づき、協力を要請する。

5 災害復旧協力会社への要請

区は、災害復旧協力会社へ協力要請し、災害対策協力班を編成する。

6 区民への協力要請

区は、災害応急対策実施時において、以下の内容について自主防災組織等への協力要請する。

- | |
|---------------------------------------|
| ① 異常現象・災害危険箇所発見等の場合、区その他関係機関への通報に関する事 |
| ② 災害に対する予警報その他情報の区域内住民への伝達に関する事 |
| ③ 災害時における広報・広聴活動に対する協力に関する事 |
| ④ 震災時における出火の防止及び初期消火に対する協力に関する事 |
| ⑤ 交通規制に対する協力に関する事 |
| ⑥ 避難誘導に対する協力に関する事 |
| ⑦ 避難所内の被災者の救助業務に対する協力に関する事 |
| ⑧ 被災者に対する炊き出し・救援物資等配分業務に対する協力に関する事 |
| ⑨ 災害状況調査に対する協力に関する事 |
| ⑩ 被災区域内の秩序維持に対する協力に関する事 |

7 情報の発信

区長は、他自治体等への応援要請について、メディア等を活用しながら情報発信を行う。

第2節 消防の応援協力・派遣要請

1 緊急消防援助隊

東京消防庁は、大規模災害等の状況により、現有する消防力等だけでは十分な対応が取れないと判断したときは、都知事に対して、緊急消防援助隊の応援要請を行う。

2 消防署における協力要請

消防署、消防団は、以下の協定に基づいて応援を要請する。

協定名称	締結先	締結日
震災時における消防活動の支援に関する協定	東京江戸川自動車解体商興会	平成8年1月6日（江戸川消防署・小岩消防署・江戸川消防団・小岩消防団） 平成13年11月1日（葛西消防署・葛西消防団）
震災時における消防活動に要する簡易救助器具及び燃料等の支援に関する協定	東京都石油商業組合江戸川支部	平成8年2月7日（江戸川消防署・小岩消防署・江戸川消防団・小岩消防団） 平成12年11月7日（葛西消防署・葛西消防団）
震災時における消防職員及び消防資器材の搬送に関する協定	江戸川遊漁船組合（網徳、株網貞、(有)あみ元(有)たかはし丸、(有)豆や）	平成8年3月11日（江戸川消防署・小岩消防署・江戸川消防団・小岩消防団） 平成13年9月28日（葛西消防署・葛西消防団）

第4部 初動応急計画【震災編】

協定名称	締結先	締結日
災害時等における消防活動支援に関する協定	(有)石塚重機工事	平成25年6月21日(葛西消防署)
大規模災害時における消防署機能移転に関する協定	葛西臨海地域連絡協議会(協同組合東京ベ・マルシェ、ワールド流通協同組合、江戸川運輸施設協同組合、東京団地倉庫(株)、(株)ジェイ・エー・エー、(株)サトー産業、ロッテ不動産(株))	平成25年12月12日(葛西消防署)

第3節 自衛隊の災害派遣

1 自衛隊の災害派遣

区は、災害が発生し、または、まさに発生しようとしている場合で、応急措置を実施するため必要があると認めた場合、都知事に対して災害派遣を要請するよう求める。

なお、都知事に災害派遣の要請ができない場合には、直接関係部隊に通報する。この場合、速やかに都知事に通知する。

(1) 要請事項

要請事項は、以下のとおりである。

- | | |
|--------------------|----------------|
| ① 災害の情况及び派遣を要請する事由 | ② 派遣を希望する期間 |
| ③ 派遣を希望する区域及び活動内容 | ④ その他参考となるべき事項 |

(2) 直接の通報先

直接の通報先は、以下のとおりである。

機関の名称	連絡責任者	
	時間内	時間外
陸上自衛隊第1師団 第1普通科連隊(練馬)	第3中隊 (3933)1161 内線 2563	第3中隊 (3933)1161 内線 2563

(3) 災害派遣部隊の活動内容

災害派遣部隊の活動内容は、以下のとおりである。

区 分	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者等の搜索援助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火にあたる(消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)。

道路または水路の障害物除去	道路若しくは水路が損壊し、または障害がある場合は、それらの障害物除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う(薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
救援物資の無償貸付または譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付または譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他臨機の措置等	その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項～第10項及び第65条第3項に基づき、区市町村長、警察官または海上保安官がその場にいない場合に限り、自衛隊は区市町村長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

(4) 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した以下の経費は、原則として区が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。

- | |
|---|
| ① 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材(自衛隊装備品を除く。)等の購入費、借上料及び修繕費
② 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物、岸壁、曳船等の使用及び借上料
③ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
④ 天幕等の管理換に伴う修理費
※その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と区が協議する。 |
|---|

2 自衛隊受入れ態勢

区は、以下の受入れ態勢を準備する。

- (1) 作業計画及び資材等の準備
- (2) 大規模救出・救助活動拠点は、篠崎公園または葛西臨海公園とする。

第4節 災害ボランティア

1 江戸川区災害ボランティアセンター

(1) 江戸川区災害ボランティアセンターの設置

(福) 江戸川区社会福祉協議会、(公財) えどがわボランティアセンター、グリーンパレス施設職員及び協定団体は、グリーンパレス内及び東小松川公園に「江戸川区災害ボランティアセンター」を設置する。

都及び東京ボランティア・市民活動センターは、東京都災害ボランティアセンターを設置し、区市町村と連携してボランティアセンターの設置・運営支援、災害ボランティアコーディネーターの派遣等を行う。

第4部 初動応急計画【震災編】

(2) 江戸川区災害ボランティアセンターの活動

江戸川区災害ボランティアセンターでは、以下の活動を実施する。

- ① 区民の被災状況及びボランティアニーズ等の把握
- ② ボランティアの募集及び受入れ
- ③ 東京都災害ボランティアセンターへの災害ボランティアコーディネーター(※)の派遣要請
- ④ ボランティアと支援を必要とする被災者のコーディネート
- ⑤ 関係機関への情報提供、支援要請

※災害ボランティアコーディネーターとは、東京都の補助事業として東京ボランティア・市民活動センターが開催している「災害ボランティアコーディネーター養成講座」の修了者及び「都内や関東ブロック社会福祉協議会からの応援職員」等を指す。

2 ボランティア活動への対応

一般ボランティアの活動への対応は、江戸川区災害ボランティアセンターが実施する。

専門ボランティア（登録ボランティア）の要請は区災害対策本部（人的受援課）が行い、活動への対応は各部が実施し、江戸川区災害ボランティアセンターと情報を共有する。

第5節 自治体・専門機関等の受援体制

区に対し、直接、自治体・専門機関等から職員等の応援派遣、物資の提供等の申出が合った場合、応援の内容や受入れ等について、総務部職員課が、担当部署と調整を図り受入れ体制を整える。